

公益通報者保護法の一部を改正する法律案 用例集

(二月七日提出分)

目次関係	3	旧第九条関係	42
第一条等関係	6	旧第八条関係	41
第一条関係	7	第七条関係	38
第二条第一項関係	8	第八条関係	40
第二条第二項関係	14	旧第九条関係	42
第二条第三項関係	15	第十一条第一項関係	43
第二条第四項関係	17	第十一条第二項関係	46
第三条関係	18	第十一条第三項関係	49
第三条第二号関係	20	第十一条第四項関係	53
第三条第三号関係	22	第十一条第五項関係	57
第四条関係	28	第十一条第六項関係	58
第五条関係	29	第十一条第七項関係	59
第六条関係	31	第十二条関係	60
第六条第二号関係	34	第十三条第一項関係	62
第六条第三号関係	36	第十三条第二項関係	63
旧第六条関係	37	第四章関係	64
		第十五条関係	66
		第十六条関係	68
		第十七条関係	69
		第十八条関係	70

第十九条關係	71
第二十条關係	72
第二十一条關係	73
附則關係	74
附則第一条關係	76
附則第二条關係	77
附則第三条關係	79
附則第四条關係	80
附則第五条關係	81
附則第六条關係	82
理由關係	83

## 目次関係

● 「公益通報者の解雇の無効等」の例

○ 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

● 編章節款目名として「・・・を理由とする・・・の禁止等」とする例

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）

## 目次

第一章（略）

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等（第五条―第十条）

第二節・第三節（略）

第三章～第五章（略）

附則

## （目的）

第一条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

●「事業者がとるべき措置」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

（目的）

第一条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

●編章節款目名として「・・・が・・・べき措置等」とする例

○外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本方針（第三条）

第三章 外国人観光旅客の来訪を促進するための措置

第一節 協議会（第四条）

第二節 外客来訪促進計画等（第五条・第六条）

第三節 公共交通事業者等が講ずべき措置等（第七条―第十一節）

第四章 国際観光振興施策に必要な経費の財源（第十二条）

第五章 雑則（第十三条―第十八条）

● 新たに目次及び章名を追加する例

○ 農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）

第一条 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	登録（第三条―第十五条）
第三章	販売の規制（第十六条―第二十三条）
第四章	使用の規制等（第二十四条―第二十八条）
第五章	監督（第二十九条―第三十三条）
第六章	外国製造農薬（第三十四条―第三十七条）
第七章	雑則（第三十八条―第四十六条）
第八章	罰則（第四十七条―第五十二条）
附則	

第一章 総則

第一条中「行なう」を「行う」に、「品質の適正化と」を「安  
全性その他の品質及び」に、「もつて」を「もつて」に改める。

（略）

第一条等関係

● 「かかわる」を「関わる」に改める例

○行政手続法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十号）

（略）

第三条第一項中「第四章」を「第四章の二」に改め、同項第十二号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第十三号中「かかわる」を「関わる」に改める。

（略）

## 第一条関係

● 「不利益な取扱いの禁止」の例

○ 公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

● 「・・・べき措置等を定めること」の例

○ 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十六号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、生活の困窮のため帰国を希望する日本国民又は在留する国の官憲から退去強制等の処分を受けて帰国しなければならない日本国民で、自己の負担において帰国することができず、かつ、領事官がその帰国を援助し、又はその退去強制等の処分の執行に關し当該国の官憲に協力する必要があると認めるもの（以下「帰国者」という。）について、船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条第一項及び第二項に規定する場合を除くほか、領事官がその帰国のため講ずべき措置等を定めることを目的とする。

第二条第一項関係

● 「役員」の定義例

○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十四 （略）

十五 役員 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理

事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう。

十六〇四十四 （略）

● 「法令の規定に基づき」の例

○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十二の十五の三 （略）

十二の十六 株式交換等 株式交換及びイからハまでに掲げる行為により対象法人（それぞれイからハまでに規定する法人をいう。）がそれぞれイ若しくはロに規定する最大株主等である法人又はハの一の株主等である法人との間にこれらの法人による完全支配関係を有することとなることをいう。

イ・ロ （略）

ハ 株式売渡請求（法人の一の株主等が当該法人の承認を得て当該法人の他の株主等（当該法人及び当該一の株主等との間に完全支配関係がある者を除く。）の全てに対して法令（外国の法令を含む。ハにおいて同じ。）の規定に基づいて行う当該法人の株式の全部を売り渡すことの請求をいう。）に係る当該承認により法令の規定に基づき当該法人の発行済株式等（当該一の株主等又は当該一の株主等との間に完全支配関係がある者が有するものを除く。）の全部が当該一の株主等に取得されることとなる場合の当該承認

十二の十七〇四十四 （略）

● 「労働者であった者」の例

○じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）

（エックス線写真の像及びじん肺管理区分）

第四条（略）

2 粉じん作業に従事する労働者及び粉じん作業に従事する労働者であつた者は、じん肺健康診断の結果に基づき、次の表の下欄に掲げるところにより、管理一から管理四までに区分して、この法律の規定により、健康管理を行うものとする。

● 「・・・であつた者」の例

○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）

（免許の基準等）

第四十一条（略）

2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。

一 申請者が次のイからへまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

イハ（略）

二 ロ若しくはハに規定する免許、許可、認定、指定若しくは認可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日若しくはロ若しくはハに規定するこれらに相当する行政処分取消しの日前六十日以内に当該免許、許可、認定、指定若しくは認可若しくはこれらに相当する行政処分を取り消された法人等の役員であつた者又はこれらに相当する行政処分、許可、認定若しくは指定若しくはこれらに相当する行政処分の更新を拒否された法人等の役員であつた者で、当該取消し又は更新の拒否の日から起算して五年を経過しないもの

ホヘ（略）

ニク五（略）

3・4（略）

●「・・・(自ら)使用していた事業者」の例

○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)

(特定健康診査等に関する記録の提供)

第二十七条 (略)

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 (略)

●「又は・・・ていた」の例

○漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)

(公示に基づく許可等)

第五十八条の二 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、第一項の規定により許可又は起業の認可をしなければならぬ申請に係る船舶の隻数が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数を超える場合において、その申請のうち次に掲げる申請があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、次の順序に従つて、他の申請に優先して許可又は起業の認可をしなければならない。

一 現に当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者(次号の申請に基づく許可又は起業の認可を受けている者にあつては、新技術の企業化により現にこの号の申請に基づく許可を受けている者と同程度の漁業生産を確保することが可能となつたものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの)に限り、当該指定漁業の許可の有効期間の満了日が前条第一項の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けていた者を含む。)が当該指定漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る指定漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶についてした申請(母船式漁業にあ

つては、同一の船団に属する母船及び独航船等の全部について、当該許可又は起業の認可に係る母船又は独航船等と同一の母船又は独航船等についてした申請)

二 (略)

457 (略)

● 「又は行っていた」の例

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）

(公示)

第十一条の二十六 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一〜四 (略)

五 前条の規定により内閣総理大臣が試験業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

● 「役員に・・・職務を行わせる」の例

○農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）

（役員を選任及び解任）

第七条（略）

2 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のい  
ずれかに該当するときは、農地中間管理機構に対し、当該役  
員を解任すべきことを命ずることができる。

一・二（略）

三 農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合  
において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが  
不相当であると認められるとき。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

（役員解任）

第二十三条（略）

2（略）

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、そ  
れぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適  
当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合  
であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適  
切でないとき、その役員を解任することができる。

4（略）

● 括弧書きの途中までを一つの字句として改める例

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法  
律第二十二号）

（略）

第五十八条の四の見出しを「（土地所有者等の責務等）」に改  
め、同条第一項中「遊休土地転換利用促進地区内の」の下に「土  
地に係る土地所有者等」を、「有する者」の下に「をいう。以  
下同じ。」を加え、「土地の」を「遊休土地転換利用促進地区内  
の土地の」に改め、同条第二項中「について所有権又は地上権  
その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者」を「に  
係る土地所有者等」に改める。

（略）

● 項中の字句を改めるとともに、各号を全部改める例

○ 不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）

（略）

第八十一条第一項中「以下同じ」を「次項第四号及び第八十六条において同じ」に改め、同条第三項中「次に」を「ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する次に」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該事業の内容及び実施主体

二 その他当該事業の実施に關し必要な事項

第八十一条第四項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に、「同項第一号イ又は第二号イの」を「同項第一号に掲げる」に改め、同条第七項中「第八十四条若しくは」を削る。

（略）

第二条第二項関係

● 「者」に改める例

○海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十一号）

（略）

第三十九条の五第五項を同条第七項とし、同条第四項中「対外船舶運航事業者」を「者」に改め、「事項」の下に「第四項の規定による検査を受けた船舶にあつては、当該検査をした事項の内容（以下「検査内容」という。）を含む。」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項各号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

（略）

第二条第三項関係

●「・・・とは、次の各号のいずれかの・・・をいう。」の例

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）

（定義）

第二条 この法律において「海賊行為」とは、船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶を除く。）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）又は我が国の領海若しくは内水において行う次の各号のいずれかの行為をいう。

一〜七 （略）

●「この法律及び・・・もの」の例

○小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年法律第八十三号）

（機関の特例）

第二十一条 （略）

2 職務執行者は、この法律及びこれに基づく政令で定めるもののほか、村長及び収入役の権限に属するすべての職務を行なう。

3 （略）

●この法律を含む複数の法律を「これらの法律」で受けている例

○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（適格消費者団体の認定）

第十三条（略）

2～4（略）

5 次のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一 この法律、消費者の財産的被害の集団的な回復のための

民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第

九十六号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）その他

消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若し

くはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に

基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行

を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日

から三年を経過しない法人

二～六（略）

●「・・・に規定する過料」の例

○地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）

（管理者の地位及び権限）

第八条 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、地方公営企業

の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を

代表する。ただし、法令に特別の定めがある場合は、この限

りでない。

一～三（略）

四 地方自治法第十四条第三項並びに第二百二十八条第二

項及び第三項に規定する過料を科すること。

○民事執行法（昭和五十四年法律第四号）

（管轄等）

第二百七条 前条に規定する過料の事件は、執行裁判所の管轄

とする。

## 第二条第四項関係

### ●構文の参考とした用例

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関、会計検査院若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員

ロ （略）

六～八 （略）

**第三条関係**

●新たに章名を付する例

○租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第八条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三条の次に次の章名を付する。

第二章 国外送金等に係る告知書及び調書の提出等

（略）

●「場合」の下に字句を加える例

○肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）

（略）

第十七条第一項第二号中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、同項第三号中「第五号」の下に「並びに同条第二項第三号及び第四号」を加え、「主要な成分」を「主成分」に改め、同項第八号中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、同項第十号中「場合」の下に「（同条第一号に掲げる場合に限る。）」を加え、同項第十一号中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、同項第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

●号に新たな細分を追加する例

○医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第四十二条の二第一項第四号中「限る」の下に「。次条において同じ」を加え、「二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人にあつては、当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県」を「次のイ又はロに掲げる医療法人にあつては、それぞれイ又はロに定める都道府県」に改め、同号に次のように加える。

イ 二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人（ロに掲げる者を除く。） 当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県

ロ 一の都道府県において病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める第三十条の四第二項第十二号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める同号に規定する区域において診療所を開設する医療法人であつて、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの 当該病院の所在地の都道府県

（略）

●号の細分を改めるとともに、当該細分を移動させる例

○所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）

（略）

第六百六十七条の四第二号ト中「第五十七条の二第二項第六号ロ」を「第五十七条の二第二項第七号ロ」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘ中「第五十七条の二第二項第六号イ」を「第五十七条の二第二項第七号イ」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「第五十七条の二第二項第五号」を「第五十七条の二第二項第六号」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「第五十七条の二第二項第四号」を「第五十七条の二第二項第五号」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第五十七条の二第二項第三号」を「第五十七条の二第二項第四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第五十七条の二第二項第二号」を「第五十七条の二第二項第三号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 法第五十七条の二第二項第二号に掲げる支出 同号に規定する勤務する場所及びその場所を離れて職務を遂行した場所

（略）

### 第三条第二号関係

● 「次に掲げる事項を・・・書面」の例

○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）

（通信の当事者に対する通知）

第三十条 検察官又は司法警察員は、傍受記録に記録されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

一 当該通信の開始及び終了の年月日時並びに相手方の氏名（判明している場合に限る。）

二 傍受令状の発付の年月日

三 傍受の実施の開始及び終了の年月日

四 傍受の実施の対象とした通信手段

五 傍受令状に記載された罪名及び罰条

六 第十五条に規定する通信については、その旨並びに当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条

七 次条の規定による傍受記録の聴取等（聴取若しくは閲覧又は複製の作成をいう。以下この号において同じ。）及び第三十二条第一項の規定による傍受の原記録の聴取等の許可

の請求並びに第三十三条第一項又は第二項の規定による不服申立てをすることができる旨

2・3 （略）

○ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）

（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）

第四十六条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2 （略）

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

一 当該訴訟の被告とすべき者

二 当該訴訟の出訴期間

● 構文の参考とした用例

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）

第四章の二 処分等の求め

第三十六条の三 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなくてはならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

六 その他参考となる事項

3 (略)

● 「法令に基づく措置その他適当な措置をとら（れる）」の例

○ 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

（行政機関がとるべき措置）

第十条 公益通報者から第三条第二号に定める公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

2 (略)

### 第三条第三号関係

●「・・・ことを知りながら、」の例

○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条（略）

2（略）

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一・二（略）

三 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、次に掲げる事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること。

イ・ロ（略）

四 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該消費者契約を

締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。

五 当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に關しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。

六〇八（略）

四〇六（略）

○破産法（平成十六年法律第七十五号）

（免責許可の決定の要件等）

第二百五十二条 裁判所は、破産者について、次の各号に掲げる事由のいずれにも該当しない場合には、免責許可の決定をする。

一〇四（略）

五 破産手続開始の申立てがあつた日の一年前の日から破産手続開始の決定があつた日までの間に、破産手続開始の原因となる事実があることを知りながら、当該事実がないと信じさせるため、詐術を用いて信用取引により財産を取得したことを。

六〇十一（略）

二〇七（略）

● 「正当な理由がなく(て)・・・漏ら(す)」の例

○臨床研究法(平成二十九年法律第十六号)

(秘密保持義務)

第十一条 特定臨床研究に従事する者又は特定臨床研究に従事する者であつた者は、正当な理由がなく、特定臨床研究の実施に関して知り得た当該特定臨床研究の対象者の秘密を漏らしてはならない。

○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)

(秘密保持義務)

第八十条 特定適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、被害回復関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

● 「正当な理由がなくて」の例

○公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号)

(解雇の無効)

第三条 公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に掲げる事業者が行つた解雇は、無効とする。

一・二 (略)

三 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合、その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するため必要であると認められる者に対する公益通報

イ・ロ (略)

ハ 労務提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

二 書面(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む)第九条において同じ。)により第一号に定める公益通報をした日から二十日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合

ホ (略)

● 「個人（事業を行う場合におけるものを除く。）」の例

○ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 消費者 個人（事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。

二 〇十 （略）

● 「以下この〇（号の細分）において同じ。」の例

○ 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）

（遺言書情報証明書の交付等）

第九条 次に掲げる者（以下この条において「関係相続人等」という。）は、遺言書保管官に対し、遺言書保管所に保管されている遺言書（その遺言者が死亡している場合に限る。）

について、遺言書保管ファイルに記録されている事項を証明した書面（第五項及び第十二条第一項第三号において「遺言書情報証明書」という。）の交付を請求することができる。

一 （略）

二 前号に掲げる者のほか、当該遺言書に記載された次に掲げる者又はその相続人（口に規定する母の相続人の場合にあっては、口に規定する胎内に在る子に限る。）

イ・ロ （略）

ハ 民法第八百九十三条の規定により廃除する意思表示された推定相続人（同法第八百九十二条に規定する推定相続人をいう。以下このハにおいて同じ。）又は同法第八百九十四条第二項において準用する同法第八百九十三条の規定により廃除を取り消す意思表示された推定相続人

二〇チ （略）

三 （略）

二〇五 （略）

● 「財産に対する損害」の例

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律  
(平成十六年法律第三十一号)

(国際航海船舶の入港に係る規制)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

4 海上保安官は、前条第一項又は第三項の規定による通報があつた場合において、通報された船舶保安情報の内容、第一項の規定により更に提供された情報の内容、同項の規定による立入検査の結果その他の事情から合理的に判断して、当該国際航海船舶に係る危害行為に起因して当該国際航海船舶又は当該本邦の港にある他の国際航海船舶若しくは国際港湾施設に対して急迫した危険が生ずるおそれがあり、当該危険を防止するため他に適当な手段がないと認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。

一～四 (略)

五 前各号に掲げる措置のほか、海上における人の生命若しくは身体に対する危険又は財産に対する重大な損害を及ぼすおそれがある行為を制止すること。

5・6 (略)

● 「回復することができない損害」の例

○会社法 (平成十七年法律第八十六号)

(株主による取締役の行為の差止め)

第三百六十条 六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 (略)

3 監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」とする。

●「著しく多数」の例

○会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）

（裁判所による代理委員の選任）

第二百二十三条 裁判所は、共同の利益を有する更生債権者等又は株主が著しく多数である場合において、これらの者のうちに前条第二項の規定による勧告を受けたにもかかわらず同項の期間内に代理委員を選任しない者があり、かつ、代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。

256（略）

○民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）

（裁判所による代理委員の選任）

第九十条の二 裁判所は、共同の利益を有する再生債権者が著しく多数である場合において、これらの者のうちに前条第二項の規定による勧告を受けたにもかかわらず同項の期間内に代理委員を選任しない者があり、かつ、代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、その者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。

256（略）

●「多額」の例

○会社法（平成十七年法律第八十六号）

（取締役会の権限等）

第三百六十二条（略）

2・3（略）

4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

一（略）

二 多額の借財

三〇七（略）

5（略）

● 「直接の原因」の例

○ 金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一号）

（金融商品販売業者等の説明義務）

第三条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項（以下「重要事項」という。）について説明をしなければならぬ。

一 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この条において同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ〜ハ （略）

二〜七 （略）

2〜7 （略）

○ 保険業法（平成七年法律第五号）

（免許）

第三条 （略）

2・3 （略）

4 生命保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、

又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

一 （略）

二 次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険

イ・ロ （略）

ハ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡

二・ホ （略）

三 （略）

5・6 （略）

## 第四条関係

● 「事業者の」を「事業者（・・・）の」に改める例

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）

（略）

（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の一部改正）

第二百二十三条 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十一条第一項を削り、同条第二項中「認定研究開発事業者又は認定統括事業者の」を「認定研究開発事業者（第四条第三項第五号に適合するものとして研究開発事業計画の認定を受けた者が認定研究開発事業計画に従って設立した国内関係会社に限る。以下この条において同じ。）又は認定統括事業者（第六条第三項第五号に適合するものとして統括事業計画の認定を受けた者が認定統括事業計画に従って設立した国内関係会社に限る。以下この条において同じ。）の」に、「この項」を「この条」に改め、「租税特別措置法」の下に「（昭和三十三年法律第二十六号）」を加え、同項を同条とする。

## 第五条関係

● 「退職金の支給」の例

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）

（中小企業退職金共済法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用の特例）

第八十条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなりかつ、その死亡の時期が分らない場合には、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

● 「の不支給」の例

○ 難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律（昭和五十六年法律第八十六号）

### 附則

1～4 （略）

5 この法律による改正前の国民年金法による福祉年金が支給されず、又は当該福祉年金の受給権が消滅する事由であつて、施行日前に生じたものに基づく同法による福祉年金の不支給又は失権については、なお従前の例による。

6～9 （略）

●新たな項を既存の項の最後に追加する例

○株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十一号）

（略）

第四条に次の一項を加える。

3 会社は、第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

（略）

○土地改良法の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十三号）

（略）

第三十二条第一項中「定が」を「定めが」に改め、同条に次の一項を加える。

4 准組合員等は、定款で定めるところにより、総会に出席して意見を述べることができる。

（略）

## 第六条関係

●「・・・場合の損害賠償・・・」（条見出しとして）の例

○会社法（平成十七年法律第八十七号）

（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）

第八百四十六条 会社の組織に関する訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があったときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

●構文の参考とした用例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

（解雇の無効）

第三条 公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ

当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に掲げる事業者が行った解雇は、無効とする。

一 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合 当該労務提供先等に対する公益通報

二 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合 当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する公益通報

三 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するため必要であると認められる者に対する公益通報

イ 前二号に定める公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合  
ロ 第一号に定める公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ハ 労務提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

ニ 書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつ

ては認識することができない方式で作られる記録を含む。第九条において同じ。）により第一号に定める公益通報をした日から二十日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合

ホ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

● 「解任された場合には、」の例

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）

第二百七十五条 受託信託会社等が辞任し、又は解任された場合には、当該受託信託会社等であつた信託会社等（以下この条において「前受託信託会社等」という。）は、遅滞なく、信託財産に係る財産目録及び貸借対照表を作成し、権利者集会の承認を受けなければならない。この場合において、信託法第七十七条第二項の規定の適用については、同項中「受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人。次項において同じ。）が前項の計算」とあるのは、「権利者集会が資産の流動化に関する法律第二百七十五条第一項の財産目録及び貸借対照表」とする。

255 (略)

● 「・・・に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。」の例

○会社法（平成十七年法律第八十六号）

（解任）

第三百三十九条（略）

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

## 第六條第二号關係

● 「善良な管理者と同一の注意をもつて・・・ことに努めたにもかかわらず、なお・・・」の例

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

（一部負担金）  
第六十七条（略）

2 保険医療機関等は、前項の一部負担金（第六十九条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第五十六条（略）

256（略）

7 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当

する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び

8  
（略）  
一・二（略）

●「・・・行う、・・・及び・・・」の例

○日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）

（業務の範囲）

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一・二 （略）

三 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使

四 （略）

五 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使

六・七 （略）

255 （略）

第六条第三号関係

● 「報酬の減額」の例

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

第四十八条（身分の保障） 裁判官は、公の弾劾又は国民の審査に関する法律による場合及び別に法律で定めるところにより心身の故障のために職務を執ることができないと裁判された場合を除いては、その意思に反して、免官、転官、転所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。

旧第六条関係

●条を既存の条の間に追加する例

(支援センターの職員である弁護士<sup>の資質の向上等</sup>)  
第三十二条の二 (略)

○農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和元年政令第百二号)

(農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正)

第二条 農業経営基盤強化促進法施行令(昭和五十五年政令第百十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

(利用権の設定等の対価の算定方法)

第十一条 (略)

(法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程の有効期間)

第十二条 (略)

(略)

○総合法律支援法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十三号)

(略)

第三十二条第一項中「及び第三号」を「から第六号まで」に改め、同条第三項中「第四号及び第五号」を「第七号及び第八号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

## 第七条関係

● 「損害賠償・・・の制限」(条見出しとして)の例

○ 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)

(訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第十条 販売業者又は役務提供事業者は、第五条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

一～四 (略)

2 (略)

● 「・・・は、・・・によつて損害を受けたこと(を理由として)、・・・に対し(て、)賠償を請求することができない。」の例

○ 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)

(損害賠償)

第八条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

●「・・・は、・・・を理由として、・・・を請求することができない。」の例

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）

（契約の解除等の制限）

第五条 割賦販売業者は、割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約について賦払金（第二条第一項第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約にあつては、弁済金。以下この項において同じ。）の支払の義務が履行されない場合において、二十日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されなるときでなければ、賦払金の支払の遅滞を理由として、契約を解除し、又は支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができない。

2  
（略）

●「当該・・・をした・・・に対し、」の例

○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）

（広告又は勧誘の中止命令等）

第一百七条（略）

2・3（略）

4 カジノ管理委員会は、カジノ事業若しくはカジノ施設に関する広告若しくは勧誘が前条第一項から第五項までの規定に違反しているおそれがあり、若しくは広告勧誘指針に従ってされていないおそれがあり、又は当該広告若しくは勧誘をした者が第二項の規定による勧告に従っていないおそれがあると認めるときは、当該広告又は勧誘をした者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、当該広告若しくは勧誘をした者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該広告若しくは勧誘に関する文書その他の物件を検査させることができる。

5  
（略）

## 第八条関係

●「・・・することができ旨の規定」の例

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（用語の意義）

第七百五十七条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 税負担軽減措置等 道府県民税、事業税、市町村民税、固定資産税その他の地方税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた特例で、この法律の規定（地方団体の条例により税負担を軽減し又は加重することができ旨の規定、地方団体の長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定その他の政令で定める規定を除く。）により規定されたものをいう。

二 五 （略）

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）

第四百十九条 抗告は、特に即時抗告をすることができ旨の規定がある場合の外、裁判所とした決定に対してこれを行うことができる。但し、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

旧第八条関係

●新たに章名及びに条を加える例

○日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百十号）

（略）

第二条中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

（略）

旧第九条関係

●改め方の参考とした例

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百九十四号）

（略）

第五条を第八条とし、第四条を削る。

（略）

●「第（九）条」を削るとともに、他の条を改めて第（九）条としている例

○商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第七十三号）

（略）

第八条を削る。

第九条中「調査実施主体（指定鯨類科学調査法人及び前条第一項の規定により鯨類科学調査を実施する主体とされた者）をいう。第十一条において同じ。」を「指定鯨類科学調査法人」に改め、「において、」の下に「鯨類科学調査計画に係る」を加え、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（略）

第十一条第一項関係

● 「通報を受け、・・・」の例

○石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)

(異常現象の通報義務)

第二十三条 特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩、その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

2 (略)

● 「調査をし」の例

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)

第百十三条 正当な理由なしに、第百三条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断その他の調査をしなかった者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、不服審査会の行う審査の手續における請求人又は第百二条の規定により通知を受けた市町村その他の利害関係人は、この限りでない。

● 「その是正に必要な措置」の例

○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）

第三十九条 第三十六条第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人（当該法人で事業者団体に該当するものを除く。）の代表者に対しても、同項の罰金刑を科する。

● 「定め（る）」の例

○ 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

（定義）

第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分にあたらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。

一～三 （略）

2～4 （略）

● 「〇〇者を定めなければならない。」の例

○質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）

（質屋営業の許可）

第二条 質屋になろうとする者は、内閣府令で定める手続により、営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、質屋になろうとする者は、自ら管理しないで営業所を設けるときは、その営業所の管理者を定めなければならない。

（営業内容の変更）

第四条 （略）

2 （略）

3 質屋が死亡したときは、同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定に準じて死亡の届出をしなければならない。  
（許可証の返納）

第九条 （略）

2 質屋が死亡した場合において、第四条第三項の規定により死亡の届出をする同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定により、許可証を返納しなければならない。

3 （略）

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四条第二項若しくは第三項、第八条第三項、第九条、第十条、第十四条第二項、第十六条第一項、第二項若しくは

は第三項又は第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項若しくは第五項の規定に違反した者

二 （略）

第十一条第二項関係

●「公益通報者の保護を図るとともに、(公益通報の内容の活用により)国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図・・・」の例

○公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号)

(目的)

第一条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

●「公益通報の内容の活用」の参考とした例

○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一百七号)

(国及び地方公共団体の施策)

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 (略)

○領海等における外国船舶の航行に関する法律(平成二十年法律第六十四号)

(外国船舶に対する立入検査)

第六条 海上保安庁長官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っており、又は内水において現に通過航行を行っている外国船舶と史料される船舶があり、当該停留等又は当該通過航行について、前条第一項若しくは第二項の規定による通報がされておらず、又はその通報の内容に虚偽の事実が含まれている疑いがあると認められる場合において、周囲の事情から合理的に判断して、当該船舶の船長等が第四条の規定に違反している疑いがあると認められ、かつ、この法律の目的を達成するため、当該船舶が当該停留等を伴う航行又は当

該通過航行を行つてゐる理由を確かめる必要があると認めるときは、海上保安官に、当該船舶に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は当該船舶の乗組員その他の関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

（行政機関がとるべき措置）

第十条 (略)

2 前項の公益通報が第二条第三項第一号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合における当該犯罪の捜査及び公訴については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の定めるところによる。

●「・・・の活用により・・・を図る」の例

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）

附則

15 30 (略)

31 長距離の国際海上コンテナ運送の用に供される国土交通省令で定める規模以上の埠頭を有する国際拠点港湾であつて、コンテナ取扱量その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、民間の能力の活用によりその運営の効率化を図ることが国際競争力の強化を図るため特に重要なものとして政令で定めるものについては、当分の間、当該国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして、国際戦略港湾における港湾運営会社に関する規定（第四十三条の二十一第一項ただし書（政府に係る部分に限る。）、第四十三条の二十二第一項（政府に係る部分に限る。）、第七章第三節並びに第六十六条第一項第三号及び第四号を除く。）及び特例港湾運営会社に関する規定を適用する。この場合において、附則第二十三項及び第二十七項並びに前項中「四年」とあるのは「五年」と、附則第二十四項中「一年」とあるのは「二年」とする。

● 「措置をとらなければならない。」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

（行政機関がとるべき措置）

第十条 公益通報者から第三条第二号に定める公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づき措置その他適当な措置をとらなければならない。

2  
（略）

● 構文の参考とした用例

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

第十三条の三 事業者は、産業医又は前条第一項に規定する者による労働者の健康管理等の適切な実施を図るため、産業医又は同項に規定する者が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）

（職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第二十五条 事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

●一定規模以下の者に対して努力義務を課している例

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

（一般事業主行動計画の策定等）

第八條 (略)

256 (略)

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを變更したときも、同様とする。

8 (略)

○次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）

（一般事業主行動計画の策定等）

第十二條 (略)

2・3 (略)

4 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを變更したときも同様とする。

●一定規模以下の者については義務規定を努力義務規定に読み替える規定の例

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十四号）

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正）

第三条 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百十二号）の一部を次のように改正する。

（略）

第九章を第十章とし、第八章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

第八章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等

（雇用管理上の措置等）

第三十条の二 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

256 （略）

（略）

附 則

（準備行為）

第二条 第三条の規定による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「新労働施策総合推進法」という。）第三十条の二第

三項（新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新労働施策総合推進法第三十条の二第三項から第五項まで（これらの規定を新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により行うことができる。

（中小事業主に関する経過措置）

第三条 中小事業主（国、地方公共団体及び行政執行法人以外の事業主であつて、その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）以下であるもの及びその常時使用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）以下であるものをいう。次条第二項において同じ。）については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新労働施策総合推進法第三十条の二第一項（第五条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十七条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第二項において同じ。）中「講じなければ」とあるのは「講じないように努めなければ」と、新労働施策総合推進法第三十条の四、第三十三条第二項及び第三十六条第一項（これらの

規定を新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「第三十条の二第一項及び第二項」とあるのは「第三十条の二第二項」と、新労働施策総合推進法第三十五条中「並びに第三十条の二第一項及び第二項」とあるのは「及び第三十条の二第二項」とする。

●労働者を「使用する」としている例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

（定義）

第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労働提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労働提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労働提供先若しくは当該労働提供先があらかじめ定めた者（以下「労働提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは報告等（勧告その他処分にとらならない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労働提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。

一 当該労働者を自ら使用する事業者（次号に掲げる事業者を除く。）

●「・・・人以下の事業者」の例

○小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「小企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が五人以下の事業者をいう。

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（平成二十四年政令第三十七号）

（大規模な事業者等）

第一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（以下「法」という。）第十九条第一項第一号に規定する政令で定める事業者は、次に掲げる者以外の事業者とする。

一 十（略）

十一 資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下又は常時使用する従業員の数が三百人以下の事業者（会社、個人及び第二号から前号までに掲げる者を除く。）

十二（略）

255（略）

## 第十一条第四項関係

●「中「・・・」とあるのは「・・・」とする。」と規定されているものを受けて「・・・の規定により読み替えて適用する場合を含む。」と規定している例

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第四百十三号）

（指定発給機関による発給事務）

### 第八条（略）

#### 2（略）

3 指定発給機関が発給事務を行う場合における第二章の規定の適用については、第三条第一項中「経済産業大臣」とあるのは「指定発給機関（第八条第一項の指定発給機関をいい、第九条の規定により一部の発給事務（第八条第一項の発給事務をいう。以下この項において同じ。）の区分に係る指定を受けた者、第二十条の規定により発給事務の一部を休止し、若しくは廃止した者、第二十一条の規定により発給事務の一部の停止を命ぜられた者又は天災その他の事由により発給事務の一部を実施することが困難となった者にあつては、当該物品に係る発給事務を行うことができるものに限る。以下この章において同じ。）」と、同条第二項及び第五項、第四条第一項から第五項まで並びに第五条中「経済産業大臣」とあるのは「指定発給機関」と、第三条第三項中「経済産業大臣」とあるのは「当該発給申請者の申請を受ける指定発給機関」と、第六条中「経済産業大臣」とあるのは「当該第一種特定原産」

地証明書を発給した指定発給機関」とする。

（標章の使用制限）

第三十一条 何人も、第四条第一項（第八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する場合を除くほか、原産地証明書（物品が我が国を原産地とすること又は特定原産品であること若しくは経済連携協定に相当する他の国際約束の規定に基づき原産品とされるものであることを外国の税関当局（関税法令を執行する当局をいう。）に対し証明する書類をいう。）に第四条第一項に規定する標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

●義務及び努力義務に関し、「……大臣は……の規定に基づき……が……べき措置……に関して、その適切かつ有効な実施を図るため……指針……を定め」「これを公表するものとする。」としている例

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）

（育児休業等に関する定めの周知等の措置）

第二十一条 事業主は、育児休業及び介護休業に関して、あらかじめ、次に掲げる事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置（労働者若しくはその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又は労働者が対象家族を介護していることを知ったときに、当該労働者に対し知らせる措置を含む。）を講ずるよう努めなければならない。

一（三）（略）

2 事業主は、労働者が育児休業申出又は介護休業申出をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対し、前項各号に掲げる事項に関する当該労働者に係る取扱いを明示するよう努めなければならない。

（雇用管理等に関する措置）

第二十二條 事業主は、育児休業申出及び介護休業申出並びに育児休業及び介護休業後における就業が円滑に行われるようにするため、育児休業又は介護休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置その他の雇用管理、育児休業又は介護休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（所定労働時間の短縮措置等）

第二十三條 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児休業をしていないもの（一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものを除く。）に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づき所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置（以下この条及び第二十四条第一項第三号において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち育児のための所定労働時間の短縮措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、この限りでない。

一（三）（略）

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、前項ただし書の規定により同項第三号に掲げる労働者であつてその三歳に満たない子を養育するものについて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じないこととするときは、当該労働者に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく育児休業に関する制度に準ずる措置又は労働基準法第三十二条の三第一項の規定により労働させることその他の当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置（第二十四条第一項において「始業時刻変更等の措置」という。）を講じなければならない。

3 事業主は、その雇用する労働者のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する労働者であつて介護休業をしていないものに関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく連続する三年の期間以上の期間における所定労働時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置（以下この条及び第二十四条第二項において「介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）を講じなければならぬ。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、この限りでない。

一・二 (略)

4 (略)

第二十三条の二 事業主は、労働者が前条の規定による申出をし、又は同条の規定により当該労働者に措置が講じられたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置)

第二十四条 事業主は、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができるとする休暇（子の看護休暇、介護休暇及び労働基準法第

三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、出産後の養育について出産前において準備することができる休暇を含む。）を与えるための措置及び次の各号に掲げる当該労働者の区分に応じ当該各号に定める制度又は措置に準じて、それぞれ必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一・三 (略)

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族を介護する労働者に関して、介護休業若しくは介護休暇に関する制度又は介護のための所定労働時間の短縮等の措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第二十五条 事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

(労働者の配置に関する配慮)

第二十六条 事業主は、その雇用する労働者の配置の変更で就業の場所の変更を伴うものをしよとする場合において、その就業の場所の変更により就業しつつその子の養育又は家族の介護を行うことが困難となることとなる労働者がいるときは、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮しな

ければならない。

(再雇用特別措置等)

第二十七条 事業主は、妊娠、出産若しくは育児又は介護を理由として退職した者(以下「育児等退職者」という。)について、必要に応じ、再雇用特別措置(育児等退職者であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。第三十条において同じ。)その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならない。

(指針)

第二十八条 厚生労働大臣は、第二十一条から前条までの規定に基づき事業主が講ずべき措置及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべきその他の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

●「内閣総理大臣は、...の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この条において単に「指針」という。)を定めるものとする。」の例

○不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三百四十号)

(事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この条において単に「指針」という。)を定めるものとする。

3 5 (略)

## 第十一条第五項関係

### ●構文の参考とした用例

○不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）

（事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置）

第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、事業者の事業を所管する大臣及び公正取引委員会に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

4・5 (略)

## 第十一条第六項関係

### ● 構文の参考とした用例

○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）

（事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置）

第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、事業者の事業を所管する大臣及び公正取引委員会に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 (略)

## 第十一条第七項関係

### ●構文の参考とした用例

○不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百零四号）

（事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置）

第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、事業者の事業を所管する大臣及び公正取引委員会に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

## 第十二条関係

●「〇〇者の義務」(条見出しとして)の例

○行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)

### (従事者の義務)

第七条 個人情報取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

●構文の参考とした用例

○臨床研究法(平成二十九年法律第十六号)

### (秘密保持義務)

第二十八条 認定臨床研究審査委員会の委員若しくは審査意見業務に従事する者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その審査意見業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

● 「・・・は、・・・その・・・知り得た事項であつて・・・者を特定させるものを漏らしてはならない。」の例

○児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

第三十三条の十三 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

**第十三条第一項関係**

● 「通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

（解雇の無効）

第二条 公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に掲げる事業者が行った解雇は、無効とする。

一 （略）

二 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合 当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する公益通報

三 （略）

● 「・・・は、・・・場合は、・・・とともに、・・・ときは、・・・なければならぬ。」の例

○採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）

（市町村長の意見の聴取等）

第三十三条の六 都道府県知事は、第三十三条の認可又は前条第一項の規定による変更の認可に係る処分をする場合は、関係市町村長の意見をきくとともに、これらの処分をしたときは、その旨を当該関係市町村長に通報しなければならない。

第十三条第二項関係

●「・・・措置の適切な実施を・・・」の例

○老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）

（連絡調整等の実施者）

第六条の二（略）

2 都道府県知事は、この法律に基づく福祉の措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

3（略）

●「・・・の適切な実施を図るため、・・・に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を・・・なければならぬ。」の例

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

第十三条の三 事業者は、産業医又は前条第一項に規定する者による労働者の健康管理等の適切な実施を図るため、産業医又は同項に規定する者が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第四章関係

●本則の末尾に章を追加する例

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）

（略）

本則に次の二章を加える。

第八章 雑則

（略）

第九章 罰則

（略）

●第四章における規定の順序の例

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）

第十二章 雑則

（育児休業等取得者の業務を処理するために必要な労働者の募集の特例）

第五十三条（略）

2～7（略）

第五十四条（略）

（調査等）

第五十五条（略）

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第五十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第五十六条の二 厚生労働大臣は、第六条第一項（第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項において準用する場合を含む。）、第十条（第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の六第一項、第十六条の八第一項（第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）、第十六条の十、第十七条第一項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二、第十九条第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条

の二、第二十三条第一項から第三項まで、第二十三条の二、第二十五条、第二十六条又は第五十二条の四第二項（第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反している事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（労働政策審議会への諮問）

第五十七条（略）

（権限の委任）

第五十八条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（船員に関する特例）

第六十条 第六章、第七章、第五十二条の六から第五十四条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員になろうとする者及び船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（次項において「船員等」という。）に関して、適用しない。

2・3（略）

（公務員に関する特例）

第六十一条（略）

2・34（略）

○石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第  
四号）

## 第五章 雑則

（事業所の調査等）

第七十九条の二（略）

2（略）

（調査及び研究）

第八十条（略）

（公務所等への照会）

第八十一条 厚生労働大臣及び機構は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（期間の計算）

第八十二条（略）

（戸籍事項の無料証明）

第八十三条（略）

（経過措置の命令委任）

第八十四条（略）

（権限の委任）

第八十五条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

（命令への委任）

第八十六条（略）

## 第十五条関係

### ●構文の参考とした用例

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があるとき、と認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 (略)

●努力義務規定も含めて「・・・大臣は、の施行に関し必要があるとき、と認めるときは、事業・・・に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。」としている例

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）

（育児休業等に関する定めの周知等の措置）

第二十一条 事業主は、育児休業及び介護休業に関して、あらかじめ、次に掲げる事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置（労働者若しくはその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又は労働者が対象家族を介護していることを知ったときに、当該労働者に対し知らせる措置を含む。）を講ずるよう努めなければならない。

一～三 (略)

2 事業主は、労働者が育児休業申出又は介護休業申出をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対し、前項各号に掲げる事項に関する当該労働者に係る取扱いを明示するよう努めなければならない。

（小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置）

第二十四条 事業主は、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇（子の看護休暇、介護休暇及び労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、出産後の養育について出産前において準備することが

できる休暇を含む。)を与えるための措置及び次の各号に掲げる当該労働者の区分に応じ当該各号に定める制度又は措置に準じて、それぞれ必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一〇三 (略)

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族を介護する労働者に関して、介護休業若しくは介護休暇に関する制度又は介護のための所定労働時間の短縮等の措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(再雇用特別措置等)

第二十七条 事業主は、妊娠、出産若しくは育児又は介護を理由として退職した者(以下「育児等退職者」という。)について、必要に応じ、再雇用特別措置(育児等退職者であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。第三十条において同じ。)その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならない。

(職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第二十五条 事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するため

に必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第五十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

## 第十六条関係

### ●構文の参考とした用例

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）

#### （公表）

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）

#### （公表）

第五十六条の二 厚生労働大臣は、第六条第一項（第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項において準用する場合を含む。）、第十条（第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の六第一項、第十六条の八第一項（第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）、第十六条の十、第十七条第一項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二、第十九

条第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十三条第一項から第三項まで、第二十三条の二、第二十五条、第二十六条又は第五十二条の四第二項（第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反している事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

## 第十七条関係

### ● 構文の参考とした用例

○ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）

（関係行政機関への照会等）

第十八条 主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

第十八条関係

●構文の参考とした用例

○不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百二十四号）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2511 （略）

第十九条関係

● 構文の参考とした用例

○ 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）

（国等に対する適用除外）

第八条 第五条の規定は、国及び地方公共団体に適用しない。

## 第二十条関係

●保護を必要とする情報であつて秘密以外のものの漏えいに対し罰則を定める例

○理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三百二十七号)

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十九条 理学療法士作業療法士試験委員その他理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

第二十条 前条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

●秘密保持義務について三十万円以下の罰金刑を設けている例

○職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)

(秘密を守る義務等)

第五十一条 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者(以下この条において「職業紹介事業者等」という。)並びにこれらの代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。職業紹介事業者等及びこれらの代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

2 (略)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

九 第五十一条第一項の規定に違反した者

第二十一条関係

● 構文の参考とした用例

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）

第六十六条 第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則関係

●附則における規定の順序の例

○不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律  
(平成二十六年法律第七十一号)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第五条の規定 公布の日

二 第一条中不当景品類及び不当表示防止法第十条の改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定、第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条及び第七条から第十一条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中消費者安全法第十条の次に三条を加える改正規定(第十条の四に係る部分に限る。) 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、第一条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法第七条の規定の例により、事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上必要な措置に関する指針を定めることができる。

2 前項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日

において第一条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法第七条第二項の規定により定められたものとみなす。  
(消費者安全法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 (略)

2 (略)

(罰則に関する経過措置)

第四条 (略)

(政令への委任)

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第七条 (略)

(登録免許税法の一部改正)

第八条 (略)

(登録免許税法の一部改正に伴う調整規定)

第九条 (略)

(消費者契約法の一部改正)

第十条 (略)

(消費者教育の推進に関する法律の一部改正)

第十一条 (略)

(金融庁設置法の一部改正)

第十二条 金融庁設置法(平成十年法律第三百十号)の一部を

次のように改正する。

第八条中「昭和二十六年法律第百九十八号」の下に「  
不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四  
号）」を加える。

附則第一条関係

●構文の参考とした例

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十条の次に一条を加える改正規定並びに次条から附則第六条まで及び附則第十七条の規定は、公布の日から施行する。

## 附則第二条関係

● 構文及び施行期日の参考とした用例

○ 関税率法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十三号）

### 附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条第三項の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十条第三項の改正規定、同法第二十条の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第一百四十四条から第一百五十五条の二までの改正規定及び同法第一百六条の改正規定並びに附則第十条の規定 平成二十九年六月一日

二 第二条の規定（同条中関税法第二条の四の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第六十九条の二十一の改正規定、同法第七十五条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第四条中関税暫定措置法第十五条の改正規定並びに次条第二項の規定、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区

域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号。以下この号及び第四号において「地位協定臨特法」という。）第十一条第三項の改正規定及び地位協定臨特法第十四条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成三十年四月一日

三 第二条中関税法第七条の五第一号イの改正規定及び次条第一項の規定 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第一条第五号に定める日

四 第三条の規定及び附則第六条中地位協定臨特法第五条第一項ただし書の改正規定（「第十七条」を「第十七条第一項」に改める部分を除く。） 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

●構文の参考とした例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後にされた公益通報について適用する。

## 附則第三条関係

### ●構文の参考とした例

○不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律  
(平成二十六年法律第七十一号)

### 附則

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、第一

条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法第七  
条の規定の例により、事業者が講ずべき景品類の提供及び表  
示の管理上必要な措置に関する指針を定めることができる。

2 前項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日  
において第一条の規定による改正後の不当景品類及び不当表  
示防止法第七条第二項の規定により定められたものとみなす。

### (参考)

○不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律  
(平成二十六年法律第七十一号)による改正後の不当景品類  
及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百二十四号)(当時)

(事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第七条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引につい  
て、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般  
消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのない  
よう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に  
関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係

る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整  
備その他の必要な措置を講じなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定に基づき事業者が講ずべき措  
置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指  
針(以下この条において単に「指針」という。)を定めるも  
のとする。

3 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじ  
め、事業者の事業を所管する大臣及び公正取引委員会に協議  
するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを  
公表するものとする。

5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

附則第四条関係

●構文の参考とした例

○不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律  
(平成二十六年法律第七十一号)

附 則

(政令への委任)

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し  
必要な経過措置は、政令で定める。

附則第五条関係

●構文の参考とした用例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

附則

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十七号）

附則

（検討）

第二十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則第六條關係

●改め方の参考とした例

○政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）

附 則

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十八条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「昭和五十九年法律第七十七号」の下に、「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）」を加え、「及び日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）」を、「日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）」に改める。

理由関係

●公益通報者保護法の理由

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

理由

近年における個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の罪となる犯罪行為等の事実の発生状況等を踏まえ、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する上で公益通報に関する制度を整備することが緊要な課題であることにかんがみ、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

●「法令に違反する事実」の例

○行政手続法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十号）

理由

処分及び行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の充実を図るため、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

●「最近における・・・状況等に鑑み、」の例

○犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）

理由

最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、犯罪収益移転危険度調査書の作成等に係る国家公安委員会の責務等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

●「・・・に鑑み（かんがみ）、これらの・・・を図るため、」の例

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）

理由

我が国の排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることにかんがみ、これらの保全及び利用の促進を図るため、排他的経済水域等の保持を図るために必要な低潮線の保全並びに排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に関し、基本計画の策定、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制、特定離島港湾施設の建設その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

●「・・・の範囲の拡大・・・を行う」の例

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成十四年法律  
第九号）

理由

最近における中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、特定中小企業者の範囲の拡大等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

●「・・・を図るため、・・・を行う」の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五号）

理由

景気が下降局面にあり、急速に悪化しつつある雇用失業情勢の下、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、雇用保険制度において、受給資格に係る要件の緩和、給付日数の延長に関する暫定措置の創設、育児休業給付の見直し等を行うとともに、負担軽減の観点から特例的に平成二十一年度の雇用保険率を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

● 「保護の強化」の例

○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）

理由

外国人の公正な在留管理を行うため法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度を構築するとともに、在留期間の上限の伸長その他の適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置を講ずるほか、外国人研修生の保護の強化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

● 「・・・に対して・・・体制の整備その他の・・・措置を・・・義務付ける・・・等の必要がある。」の例

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十四号）

理由

女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画の策定等が義務付けられる事業主の範囲を拡大するほか、いわゆるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の防止に関する国、事業主及び労働者の努力義務を定めるとともに、事業主に対してパワーハラスメント防止のための相談体制の整備その他の雇用管理上の措置を義務付ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

●「・・・に対し・・・措置をと（執）ることを義務付ける等の必要がある。」の例

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）

理由

生物の多様性を確保することが人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することにかんがみ、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の確かつ円滑な実施を確保するため、環境中への拡散を防止しないで行う遺伝子組換え生物等の使用等に係る承認制度を創設するとともに、そのような拡散を防止しつつ遺伝子組換え生物等の使用等をしようとする者に対し適切な拡散防止措置を執ることを義務付ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

●「・・・を義務付ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）

理由

独立行政法人について、その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図るため、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公益通報者保護法の一部を改正する法律案 用例集

(二月十二日提出分)

第二条第三項関係…………… 2

## 第二条第三項関係

● 「次の各号のいずれか」の例

○ 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）

（確認要件を満たさなくなった場合等の届出）

第九条 確認大学等の設置者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

一～三 （略）

2 （略）

○ 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）

（経営管理権集積計画の取消し）

第八条 市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。

一～三 （略）

○ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）

（定義）

第二条 この法律において「医療情報」とは、特定の個人の病

歴その他の当該個人の心身の状態に関する情報であつて、当該心身の状態を理由とする当該個人又はその子孫に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）であるものが含まれる個人に関する情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一・二 （略）

2～5 （略）

○ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）

（終了措置）

第十五条 （略）

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の使用を終了するときは、内閣府令で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置（以下「終了措置」という。）を講ずるとともに、遅滞なく、その講じた措置の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一・二 (略)

3・4 (略)

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)

(適用除外)

第十八条 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一〜三 (略)

公益通報者保護法の一部を改正する法律案 用例集

(二月十四日提出分)

附則第二条関係…………… 2

附則第五条関係…………… 4

**附則第二条関係**

●「新法第〇条第〇項に規定するくについて適用し、この法律による改正前の〇〇法第〇条第〇項に規定するくについては、なお従前の例による。」の例

○割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十九号）

附 則

（包括信用購入あっせんに係る書面の交付等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の割賦販売法（以下「新法」という。）第三十条の二の三第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結した契約で、新法第二条第三項に規定する包括信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するものについて適用し、施行日前に締結した契約で、この法律による改正前の割賦販売法（以下「旧法」という。）第二条第三項に規定する包括信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するものについては、なお従前の例による。

●「この法律の施行前にされたこの法律による改正前の」の例

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）

附 則

（豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前にされたこの法律による改正前の家畜伝染病予防法第二条第一項の表二十の項に規定する豚コレラ又は同表二十一の項に規定するアフリカ豚コレラに係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの法律による改正後の家畜伝染病予防法（次条において「新法」という。）第二条第一項の表二十の項に規定する豚熱又は同表二十一の項に規定するアフリカ豚熱に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

●構文及び施行期日の参考とした用例

○関税率法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条第三項の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十条第三項の改正規定、同法第二十条の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第一百四十四条から第一百五十五条の二までの改正規定及び同法第一百六条の改正規定並びに附則第十条の規定 平成二十九年六月一日

二 第二条の規定（同条中関税法第二条の四の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第六十九条の二十一の改正規定、同法第七十五条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第四条中関税暫定措置法第十五条の改正規定並びに次条第二項の規定、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号。以下この号及び第四号において「地位協定臨特法」という。）第十一条第三項の改正規定及び地位協定臨特法第十四条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成三十年四月一日

三 第二条中関税法第七条の五第一号イの改正規定及び次条第一項の規定 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第一条第五号に定める日

四 第三条の規定及び附則第六条中地位協定臨特法第五条第一項ただし書の改正規定（「第十七条」を「第十七条第一項」に改める部分を除く。） 公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

●構文の参考とした例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後にされた公益通報については適用する。

附則第五条関係

● 構文の参考とした例

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）

附則

（検討等）

第十八条（略）

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）

附則

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成十六

年法律第二百二十二号）

附則

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

附則

（検討等）

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

2～6（略）

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

附則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

● 「公益通報をしたことを理由とする（公益通報者）に対する不利益な取扱い」の例

○ 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）、裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

● 「取扱いの是正」の例

○家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）

（申告）

第三十二条（略）

2（略）

3 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違反する取扱いをした場合には、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託者に対し、その取扱いの是正を命ずることができる。

● 「是正に関する措置」の例

○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）

目次

第一章（略）

第二章 特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為の是正に関する特別措置（第三条―第七条）

第三章 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置（第八条・第九条）

第四章～第七章（略）

附則

●「・・・の規定について検討を加え」の例

○大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）

附 則

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

公益通報者保護法の一部を改正する法律案 用例集

(二月十七日提出分)

第十三条第一項関係…………… 2

第十八条関係…………… 3

第十三条第一項関係

● 「(行政機関)は、・・・場合には、必要な調査を行い、・・・と認めるときは、・・・措置をとらなければならない。」の例

○食品表示法(平成二十五年法律第七十号)

(内閣総理大臣等に対する申出)

第十二条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前二項の規定による申出があつた場合には、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第四条又は第六条の規定による措置その他の適切な措置をとらなければならない。

## 第十八条関係

### ● 構文の参考とした例

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律  
(平成七年法律第百二十二号)

(環境大臣による情報の収集、整理及び提供等)

第七条の三 環境大臣は、前条第二項第二号の規定により容器包装廃棄物排出抑制推進員が行う調査により得られた情報その他その普及が容器包装廃棄物の排出の抑制に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

2 環境大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための基礎資料として、毎年度、容器包装廃棄物の排出量を調査し、その結果を公表しなければならない。

(参考)

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律  
(平成七年法律第百二十二号)

(容器包装廃棄物排出抑制推進員)

第七条の二 環境大臣は、容器包装廃棄物の排出を抑制するための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、容器包装廃棄物排出抑制推進員を委嘱することができる。

2 容器包装廃棄物排出抑制推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 容器包装廃棄物の排出の状況及び事業者と消費者との連携による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組の重

要性について啓発をすること。

二 容器包装廃棄物の排出の状況及び排出を抑制するための取組に関する調査を行い、消費者に対し、その求めに応じ当該調査に基づく指導及び助言をすること。

三 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

3 環境大臣は、容器包装廃棄物排出抑制推進員が実施する容器包装廃棄物の排出を抑制するための活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成十二年法律第百二十七号)

(国による情報の収集、整理及び提供)

第二十一条 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第二章の規定により公表された情報その他その普及が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

(参考)

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成十二年法律第百二十七号)

第二章 情報の公表

(国による情報の公表)

第四条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、毎年度、

当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第五条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

(特殊法人等による情報の公表)

第六条 特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人である場合にあつては、その長。以下同じ。)は、前二条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体による情報の公表)

第七条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第八条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次

に掲げる事項を公表しなければならない。

一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

第九条 前二条の規定は、地方公共団体が、前二条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。